

平成 25 年 11 月 29 日

各 位

会社名 KYB 株式会社
(登記社名 カヤバ工業株式会社)
代表者名 代表取締役社長執行役員
白井 政夫
(コード番号 7242 東証第 1 部)
問合せ先 経理本部財務部長
國原 修
(TEL 03-3435-3541)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 29 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の背景と目的】

当社グループでは、2020 年「KYB グループ力をもって、グローバルで戦い、世界で勝つ」をスローガンに掲げ、世界のお客様に納入し信頼されるサプライヤーとして連結売上高 6,000 億円を目指し活動を進めております。

また、2020 年の目指す姿を見据え 3 ヶ年単位の中期経営計画を策定し、下記の通り取り組んでおります。

- ・ Phase I (2011～2013 年度)・・・「種まき」グローバルでの事業基盤を強化する
- ・ Phase II (2014～2016 年度)・・・「成長」グローバルプレイヤーとして進化する
- ・ Phase III (2017～2019 年度)・・・「飛躍」顧客からの満足と信頼向上を実現する

2011 年度を初年度とする 3 ヶ年の中期経営計画では、グローバルでの事業基盤を構築・強化することを目指し、「人財育成」、「技術・商品開発」、「モノづくり強化」、「グローバルマネジメント体制構築」の分野において重点方策を定め、着実に実施して参りました。

- ・ 人財育成・・・グローバル人財の育成と確保、多様性を活かした人財活用
- ・ 技術・商品開発・・・グローバル開発体制の確立、電子開発技術の強化
- ・ モノづくり強化・・・LCC 調達・現地調達の拡大、LT50(注 1)の定着
- ・ グローバルマネジメント体制構築
・・・地域統轄体制の強化、グローバルマネジメント体制の確立

(注 1)材料・部品購入から製品出荷までのリードタイムを半減し、生産効率向上、コスト削減を目指す活動

事業別には、AC (オートモーティブコンポーネンツ) 事業では、海外事業と市販ビジネスの拡大、HC (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業では、グローバルでの建設機械向け油圧機器生産体制整備に取り組んでおり、グローバルで継続的な設備投資や研究開発投資に注力しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

現行の中期経営計画(Phase I)の最終年度である 2013 年度は、次期中期経営計画(Phase II)につながる活動の時期と位置付け、「足元を固めつつ成長への挑戦に向けた活動」を展開しております。

具体的には、内外生産体制について以下のような取り組みを実施しております。

【日本国内生産体制の充実】

- ① ミニショベル用シリンダの革新生産体制を構築するための新工場建設
- ② モノブロックバルブ用鋳物の生産を拡充するための新工場建設
- ③ 免制震用オイルダンパの生産体制強化
- ④ 日本における二輪車用油圧緩衝器事業の一部を分社化し、ヤマハ発動機株式会社との合弁事業会社を発足(10月1日)

【グローバル生産体制の充実】

- ① メキシコの新生産拠点でのC V T (無段変速機)用ベーンポンプの生産体制を整備
- ② インドネシアにおけるA S E A N向け中型ショベル用油圧シリンダの現地生産化に向けた新拠点設立を準備
- ③ インドにおけるコンクリートミキサ車の生産開始
- ④ インドにおいてヤマハ発動機株式会社との二輪車用油圧緩衝器生産のための合弁事業を開始(10月1日)

なお、当社グループを取り巻く事業環境は概ね好転しつつあります。特に海外市場において、新興国を中心に自動車、建設機械とも更なる需要増加が見込まれ、欧米においても、当社の技術・品質等が評価され更なる事業拡大が見込まれます。

2014 年度を初年度とする次期中期経営計画(Phase II)期間は、現行中期経営計画(Phase I)で培った変化に対応できる体質の強化と、既存および計画中の投資を確実に成長に振り向ける期間と位置付けております。その実現に向け、主として海外における顧客ニーズに応じた販路拡大やグローバル生産体制の整備・拡張に資する投資を継続的に実施していく方針であります。

今般の公募増資により調達する資金は、中期経営計画(Phase I)の最終年度である 2013 年度と次期中期経営計画(Phase II)である 2014 年度、2015 年度において、当社グループ生産体制の充実に向けた設備投資に充当する予定であります(詳細は、後記「<ご参考>3. 調達資金の使途」をご参照)。本資金調達を通じ、当社グループの安定収益基盤の拡大と持続的成長のための成長原資の確保、拡大する業容に合わせた財務基盤の強化を企図するものであります。自己資本の強化により財務構造の改善を図りつつ、中長期にわたる業績の更なる向上を図ってまいります。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 30,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 12 月 9 日(月)から平成 25 年 12 月 11 日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（単独ブックランナー）及びSMB C日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受させる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年12月16日(月)から平成25年12月18日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 臼井 政夫に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）
- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 4,500,000株
 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から4,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 臼井 政夫に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,500,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | みずほ証券株式会社 |
| (5) 申込期間 | 平成 25 年 12 月 24 日(火) |
| (6) 払込期日 | 平成 25 年 12 月 25 日(水) |
| (7) 申込株数単位 | 1,000 株 |
| (8) | 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 |
| (9) | 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 臼井 政夫に一任する。 |
| (10) | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |
| (11) | 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から4,500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、4,500,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年11月29日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式4,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年12月25日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|--------------|-----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 222,984,315株 | （平成25年11月29日現在） |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 30,000,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 252,984,315株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 4,500,000株 | （注） |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 257,484,315株 | （注） |
- （注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による手取概算額合計上限 19,064,000,000 円については、平成 25 年 12 月以降、166 億円を国内外子会社への投融資資金に、残額を平成 26 年 3 月期、平成 27 年 3 月期に当社の設備投資資金に充当する予定であります。

投融資先の子会社の資金使途については、平成 26 年 3 月期、平成 27 年 3 月期、平成 28 年 3 月期において 141 億円を A C 事業（注 1）、25 億円を H C 事業（注 2）の工場建設及び設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 25 年 11 月 29 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額、支払予定金額については平成 25 年 9 月 30 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		支払予定金額 (百万円)			資金調達 方法	着手及び完了 予定日		完成後の能力
			総額	既支 払額	平成 26 年 3 月 期	平成 27 年 3 月 期	平成 28 年 3 月 期		着手	完了	
KYB Mexico S. A. de C. V.	A C 事業	建物、油圧ポンプ製造 設備、四輪緩衝器製造 設備	8,305	378	1,183	5,871	873	自己資金、 当社からの 投融資資金 (注 5)	平成 25 年 2 月	平成 27 年 2 月	C V T (注 3) 用油圧 ポンプ月産 100 千台、 油圧緩衝器月産 200 千 本
KYB Manufacturing Czech s. r. o.		建物、四輪緩衝器製造 設備	3,926	114	775	1,432	1,605	自己資金、 当社からの 投融資資金 (注 5)	平成 24 年 8 月	平成 27 年 2 月	四輪緩衝器月産 750 千 本 (375 千本増)
KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.		土地、建物、二輪緩衝 器製造設備	3,132	-	1,002	1,558	572	自己資金、 当社からの 投融資資金 (注 5)	平成 25 年 10 月	平成 27 年 10 月	二輪緩衝器月産 135 千 本
PT KYB HYDRAULICS MANUFACTURING INDONESIA	H C 事業	土地、建物、中型油圧 シリンダ製造設備	1,646	-	510	1,136	-	自己資金、 当社からの 投融資資金 (注 5)	平成 25 年 8 月	平成 26 年 9 月	中型油圧シリンダ 月産 3 千本
KYB-CADAC(株)		油圧バルブ用鋳物製造 設備	2,390	1,296	233	576	285	自己資金、 当社からの 投融資資金 (注 5)	平成 24 年 6 月	平成 26 年 12 月	油圧バルブ用鋳物 月産 1,800t (1,200t 増)
当社 北工場	A C 事業	E P S (注 4) 製造設備	2,067	-	620	1,447	-	自己資金、 増資資金	平成 25 年 6 月	平成 26 年 2 月	月産 27 千台 (15 千台増)
当社 テストコース	共通	A C 実験棟、電子技術 センタ実験棟	1,822	-	117	1,705	-	自己資金、 増資資金	平成 25 年 6 月	平成 26 年 2 月	-

(注 1) A C (オートモーティブコンポーネンツ) 事業は四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。

(注 2) H C (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業は産業用油圧機器、航空機用油圧機器、その他製品から構成されております。

(注 3) C V T とは無段変速機のことです。

(注 4) E P S とは電動パワーステアリングのことです。

(注 5) 当社からの投融資資金については今回の増資資金より投融資を行います。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今般の公募増資により成長原資を確保し、当社グループの安定収益基盤の拡大及び持続的成長、拡大する業容に合わせた財務基盤の強化につながるものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題のひとつと認識しており、連結ベースでの株主資本配当率2%(年率)以上を基本方針といたしております。今後とも、事業環境や業績、財政状態の推移を見据えた上で、継続的かつ安定的な配当を実施いたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載いたしました利益配分に関する基本方針及び、当社の業績等を総合的に勘案し、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会で決定をいたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、当社の事業戦略に沿った設備投資・海外生産展開・研究開発に充当するとともに、経営基盤の更なる強化に充てていく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	77.54円	62.87円	35.24円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	8.00円 (4.00円)	9.00円 (4.00円)	8.00円 (4.00円)
実績連結配当性向	10.3%	14.3%	22.7%
自己資本連結当期純利益率	21.1%	14.8%	7.3%
連結純資産配当率	2.2%	2.1%	1.7%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値であります。
2. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、当該決算期末の連結当期純利益を、少数株主持分控除後の連結純資産の期首・期末平均で除した数値であります。
4. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産の期首・期末平均で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	349円	673円	506円	460円
高 値	745円	690円	508円	675円
安 値	309円	333円	245円	421円
終 値	669円	503円	460円	624円
株価収益率	8.63倍	8.00倍	13.05倍	一倍

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 平成26年3月期の株価については平成25年11月28日(木)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行及び平成25年6月25日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」等に基づく新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。